

令和5年(2023年)6月8日

東海市記者会見資料

交通防犯課

犯罪被害者等支援金制度を創設します



令和5年(2023年)第2回市議会定例会において、「東海市犯罪被害者等支援条例」の上程を予定しており、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ることを目的として、新たに犯罪被害者等支援金を創設します。

【事業内容】

犯罪被害者等（犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。）の対象となった者に対して、同一の犯罪行為による犯罪被害につき1回限り給付するもの。

- 給付金額
 - ・遺族支援金 30万円
 - ・重傷病支援金 10万円
 - ・精神療養支援金 2.5万円 ※ 殺人、強盗、強制わいせつ等の特定犯罪による精神被害に限る。
- 申請手順
犯罪被害者等に該当 ⇒ 給付申請 ⇒ 県警照会 ⇒ 被害認定 ⇒ 給付金支給
- 申請期限
犯罪被害を知った日から1年以内、又は、被害発生日から7年以内
- 給付の対象とならないもの
自殺、親族関係、犯罪誘発、暴力団関係、交通事故等

【啓発方法】

チラシ等を作成し、市内公共施設及び事業所に配布します。
また、警察と協力し、幅広い年齢層への周知に向けた啓発活動を実施します。

【予算措置】

<歳出>

犯罪被害者等支援金交付事業 430千円

■ 問い合わせ 担当：鈴木（すずき）

052-603-2211、0562-33-1111（内線322）



「東海市犯罪被害者等支援条例(案)」の概要

【目的】

犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、国、県及びその他の関係機関並びに民間の団体等と、緊密な連携・協力の一層の強化を図ると共に、犯罪被害者等に対する市民・事業者等の理解・関心を深め、社会全体で支えていく気運を一層醸成する必要があることから、条例の制定を目指すもの。

【条例の主なポイント】

- 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる社会を目指す
 - ・ 市、市民及び事業者の責務を明確化
 - ・ 犯罪被害者等支援に関する施策の推進
- 相談・情報提供の充実
 - ・ 相談窓口の設置と共に、関係機関との円滑な連絡・調整
- 経済的負担等の軽減
 - ・ **支援金の支給**
 - ・ 市営住宅への入居配慮

【備考】

条例制定は、名古屋市、大府市、知多市に続き、**県内4例目**となるもの。